1　最近の優越的地位の濫用事件

⑴　排除措置命令及び課徴金納付命令

件　　名 （公表年月日）	内　容
令和７年（措）第１３号 ハーレーダビッドソンジャパン株式会社に対する件 （令和７年９月１８日）	ハーレーダビッドソンジャパン株式会社（以下「ハーレーダビッドソンジャパン」という。）は、遅くとも令和５年１月３１日以降、特定ディーラー（注１）に対し、自社登録（注２）を行わなければ達成できないようなＲＳＯ（注３）を、次の⑴のとおり、一方的に決めた上で、次の⑵の方法等により、当該ＲＳＯに従って事業活動を行うことを余儀なくさせていた。 ⑴　ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに合意書を提示するまでの間に、合意書に記載するＲＳＯの案に関して、特定ディーラーとの協議を行っておらず、特定ディーラーに対して意見を述べる機会も与えていなかった。 また、特定ディーラーに合意書を提示してから署名押印済みの合意書を提出させるまでの間に、合意書に記載したＲＳＯの案の算定の根拠等を、特定ディーラーに対して十分に説明することはなかったほか、特定ディーラーがＲＳＯの案の数値について意見を述べ、又は下方修正を要請したとしても、特定ディーラーとの協議を行うことはほとんどなく、ＲＳＯの案を下方修正することもなかった。 そして、ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに署名押印済みの合意書を提出させるなどして、特定ディーラーとの間で、合意書に記載されたとおりのＲＳＯを決めていた。 ⑵　ハーレーダビッドソンジャパンは、ディーラーにおけるＲＳＯの達成率が一定割合に満たなかったことなどの結果、ディーラーがＮＧＳ評価（注４）を２回連続で下された場合には、当該ディーラーとのディーラー契約が更新されないなどの可能性がある中で、次の行為を行っていた。 ア　特定ディーラーが各月末までにＨＤ車両（注５）を当該月のＲＳＯに従って顧客に販売するために必要な時間的猶予が存在しない状況下において、営業責任者の指示の下、営業担当者からの電話等により、特定ディーラーに対して、当該月のＲＳＯの達成率を上げるように強く要請していた。 イ　ＮＧＳ評価を下した特定ディーラーに対して、翌四半期以降におけるＲＳＯの達成率等の改善計画を作成させるとともに、当該特定ディーラーの代表者等との面談において、その実施を約束させていた。 （注１）「特定ディーラー」とは、ディーラーのうち、ハーレーダビッドソンジャパンの取引上の地位が優越していた者であると排除措置命令書及び課徴金納付命令書において公正取引委員会が認定し、同命令書の別表で掲げた者をいう。 （注２）「自社登録」とは、ディーラーが自ら又は自らの従業員等を名義人とし、当該名義人を相手方とする実際の売上げ又はその見込みが存在しないにもかかわらず、メーカー保証を開始するために行う登録という。 （注３）「ＲＳＯ」（Retail Sales Outlet）とは、毎年１月１日から１２月３１日までの１年間におけるＨＤ車両の販売拠点ごとの小売販売目標台数（四半期ごと又は月ごとに細分化されたものを含む。）をいう。 （注４）「ＮＧＳ（Not in Good Standing）評価」とは、ディーラーに対する低い評価であり、令和５年においては、Ｂ＆Ｓプログラムの獲得点数が全ディーラーの下位１０パーセントとなったディーラー、月ごとのＲＳＯの達成率が１回以上８０パーセントを下回ったディーラー等がＮＧＳ評価を下されることとなっていた。また、令和６年においては、Ｂ＆Ｓプログラムの獲得点数が 全ディーラーの下位１０パーセントであって、かつ、全ディーラーの平均点数の７０パーセント以下であるディーラー等がＮＧＳ評価を下されることとなっていた。 （注５）「ＨＤ車両」とは、ハーレーダビッドソンブランドの自動二輪車（「トライク」と称する自動三輪車を含む。）をいう。

⑵　確約認定

件　　名 （公表年月日）	内　容
令和８年（認）第２号 株式会社フィールコーポレーションに対する件 （令和８年６月３０日）	公正取引委員会は株式会社フィールコーポレーション（以下「フィールコーポレーション」という。）に対し、フィールコーポレーションの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、フィールコーポレーションから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　フィールコーポレーションは、遅くとも令和２年９月頃から令和８年２月頃までの間、納入業者に次の⑴から⑹までの作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用（以下「派遣費用」という。）を自社が負担することなく（注）、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 ⑴　新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗における、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品（以下「店舗商品」という。）の陳列、品出し、調理補助、発注等 ⑵　新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗における、来店者に対する開店記念品の配布 ⑶　改装に伴う閉店又は完全閉店に際し、これらを実施する店舗における、店舗商品への値引きシールの貼付及び店舗商品のうち、売れ残り品の近隣店舗への移送 ⑷　売場変更を実施する店舗における店舗商品の入替え ⑸　店舗近隣での花火大会開催時又はクリスマスの時期に店舗で行う店舗商品の調理補助及び品出し ⑹　停電の復旧作業を行う店舗における店舗商品の陳列 （注）フィールコーポレーションは、従業員等を派遣した納入業者の一部に対して、派遣費用を請求するための様式を配布していたものの、派遣費用を請求しなかった納入業者については、派遣費用を負担していない。
令和８年（認）第１号 三角商事株式会社に対する件 （令和８年４月２日）	公正取引委員会は、三角商事株式会社（以下「三角商事」という。）に対し、三角商事の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、三角商事から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　三角商事は、遅くとも令和３年１月頃から、納入業者に対して、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている。
令和７年（認）第５号 株式会社ロピアに対する件 （令和７年１２月２５日）	公正取引委員会は、株式会社ロピア（以下「ロピア」という。）に対し、ロピアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ロピアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　ロピアは、遅くとも令和４年９月頃から令和７年６月頃までの間、納入業者に対して、新規開店、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列及び品出しの作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

件　　名 （公表年月日）	内　容
令和７年（認）第４号 株式会社ニシムタに対する件 （令和７年９月５日）	公正取引委員会は、株式会社ニシムタ（以下「ニシムタ」という。）に対し、ニシムタの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ニシムタから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　ニシムタは、遅くとも令和４年３月頃以降、納入業者に対して、次の行為を行っている。 ⑴　「商品管理費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 ⑵　新規開店に際し、これを実施する店舗（ニシムタが運営するもの。以下同じ。）に関して、「開店広告協賛」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に仕入れる商品の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 ⑶　納入業者から仕入れる商品について当該納入業者に行わせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することを理由に、「物流支援費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 ⑷　新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている。
令和６年（認）第４号 橋本総業株式会社に対する件 （令和６年１２月１２日）	公正取引委員会は、橋本総業株式会社（以下「橋本総業」という。）に対し、橋本総業の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、橋本総業から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　橋本総業は、遅くとも平成２９年７月以降、物流事業者に対して、次の行為を行っている。 ⑴　一部の物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から ア　「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。 イ　当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。 ⑵　一部の物流事業者との間で、あらかじめ、委託する運送業務に係る１日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働を要するような長時間の運送業務について、当該物流事業者に支払われる運賃の１時間当たりの額が、当該物流事業者の運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の１時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。 ⑶　一部の物流事業者との間で、委託する運送業務に係る１日当たりの

件　　名 （公表年月日）	内　容
	業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。 ⑷　一部の物流事業者に対し、委託内容に含まれていない運送業務に係る特定の附帯作業について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者に無償で行わせている。
令和６年（認）第２号 株式会社東京インテリア家具に対する件 （令和６年１月２５日）	公正取引委員会は、株式会社東京インテリア家具（以下「東京インテリア家具」という。）に対し、東京インテリア家具の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリア家具から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　東京インテリア家具は、遅くとも平成２８年５月頃以降、令和４年６月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 ⑴　新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 ⑵　新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に５パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。 ⑶　令和３年２月及び令和４年３月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補塡するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。
令和５年（認）第１号 株式会社ダイコクに対する件 （令和５年４月６日）	公正取引委員会は、株式会社ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○　ダイコクは、遅くとも令和２年３月頃以降、令和４年４月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 ⑴　返品 ①　新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわら

件　　名 （公表年月日）	内　容
	ず、当該売れ残り商品等を返品していた。 ⑵　従業員等の派遣の要請 ア　閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 イ　新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

⑶　警告

件　　名 （公表年月日）	内　容
株式会社ザグザグに対する件 （令和８年３月１２日）	株式会社ザグザグは、遅くとも令和６年８月２０日から令和７年１２月２３日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた疑いがある。
株式会社かましんに対する件 （令和８年３月５日）	株式会社かましんは、遅くとも令和４年３月１日から令和７年１２月７日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。 ⑴　自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、当該店舗の利益を確保するため、あらかじめ算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、「オープン協賛」と称して、当該店舗の初回に納入する商品の全てについて、通常納入価格から半額又は全額を値下げした価格で納入させることにより、当該価格と通常納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。 ⑵　自社の店舗の新規開店、改装開店、棚替え又はおせち商品の販売に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。
株式会社デリシアに対する件 （令和８年２月２６日）	株式会社デリシアは、遅くとも令和４年４月１日から令和７年７月６日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた疑いがある。
新明電材株式会社に対する件 （令和７年９月２５日）	新明電材株式会社は、遅くとも令和４年４月１日以降令和７年７月６日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。 ⑴　感謝セール協賛の名目で、毎年６月頃、代表取締役名の要請文書を送付することにより、あらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。 ⑵　協力会費の名目であらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。
株式会社アトレに対する件 （令和７年３月５日）	株式会社アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「ＪＲＥ　ＰＯＩＮＴ」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和６年７月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和７年４月１日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。
株式会社ダイゼンに対する件 （令和６年１２月１３日）	株式会社ダイゼンは、遅くとも令和４年６月以降令和６年１１月３日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。 ⑴　自社の店舗で行う新規開店セール、毎年９月の決算セール、毎年１２月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入

件　　名 （公表年月日）	内　容
	業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。 ⑵　自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。
株式会社イトーキに対する件 （令和６年１１月２８日）	株式会社イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者に対して、 ⑴　時間外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務 ⑵　特定の附帯業務（積込み及び残材引渡し） を無償で行わせている疑いがある。

２　参照条文

○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条　（略）

②～⑧　（略）

⑨　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四　（略）

五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ　（略）

ロ　継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六　（略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。